

日本風力エネルギー株式会社「(仮称) 西山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年7月15日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 西山風力発電事業環境影響評価方法書について、日本風力エネルギー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、新潟県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：新潟県柏崎市及び三島郡出雲崎町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大69,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 2年 7月16日
環境大臣意見受理	令和 2年10月 1日
経済産業大臣意見発出	令和 2年10月 7日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年 1月21日
住民意見の概要等受理	令和 3年 3月30日
新潟県知事意見受理	令和 3年 6月28日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 7月15日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、須之内
電話03-3501-1742(直通)

日本風力エネルギー株式会社「(仮称)西山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する
勧告内容

1. 文献調査の知見を踏まえ、ヤマネについて、巣箱調査などの適切な方法を選定して、生息状況調査の実施を検討すること。
2. 鳥類の実態をより把握出来る調査について検討を行った上で、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
3. 風力発電設備が並ぶことによる生息地の分断など、動物の生息環境等への影響が懸念されることから、風力発電設備の設置や道路の改変等による影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 魚類及び底生生物の調査に当たっては、河川及び貯水池において適切な調査地点を設けるなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 典型性注目種については、現地調査の結果等を踏まえて適切に選定すること。
6. 主要な眺望点には、環境騒音の調査地点である実施区域付近の集落、「西山自然体験交流施設 ゆうぎ」の駐車場、交通量の多い主要道路など地域住民の多様な生活環境を考慮した地点を追加すること。

(新潟県知事からの意見書の写しを添付)